

国民年金や厚生年金等の受取口座名義を変更されるお客さまへのお願い

1 「氏名変更のお知らせ」のご提示について

国民年金や厚生年金等の受け取り口座の名義を新しいフリガナに変更する必要がある方には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」をお送りしています。

このお知らせは、お客様が市区町村に届け出た新しいフリガナが戸籍や住民票に記載された後に、変更が必要なタイミングで日本年金機構から送付されます。

法改正の趣旨をふまえて、また日本年金機構から振込が届くように「氏名変更のお知らせ」に記載されている新しいフリガナに合わせて確実に変更する必要があります。恐れ入りますが、「氏名変更のお知らせ」をご提示のうえ、受け取り口座のカナ氏名の変更のお手続きをお願いします。

2 行政機関や民間企業等に登録した口座名義のご確認について

日本年金機構の年金の受け取り口座のカナ氏名の変更が行われますと、日本年金機構の年金以外の行政機関や民間企業等の振込について、口座名義の相違等により、この口座での受取ができなくなる場合があります。

お手数をおかけいたしますが、金融機関の受け取り口座のカナ氏名を変更された方につきましては、行政機関や民間企業等に届出されている現在のフリガナをご確認いただき、変更後のカナ氏名と相違がある場合には、行政機関や民間企業等に変更後のフリガナを申請いただきますようお願いいたします。

なお、行政機関や民間企業等に申請したフリガナの変更に時間がかかる等の理由により、その間の振込等が入金されるか心配される場合には、変更前のフリガナで振り込まれた場合でも入金できるように、J Aバンクでは変更前のカナ氏名を追加で登録（複名義登録）することができます。複名義として登録されますと、振込が変更前・変更後のいずれのフリガナで行われたとしても入金が可能になります。

複名義の登録をご希望される場合には、窓口にてご相談ください。